

### 高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申に基づいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車道交通網を構成することで高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。

高規格幹線道路は、広域的な交流を促進し、地域間連結を図るための広域的な幹線道路のマスタープランである広域道路整備基本計画に位置付けられています。

### 高規格幹線道路の整備体系

高規格幹線道路 約14,000km



平成24年6月末現在

### 高速道路ができるまで



路線名	区間	延長(km)	予定路線	基本計画	整備計画	施工命令	供用開始
中国縦貫自動車道	県境～鹿野IC	23.3	S39.6.16 (国縦道法による)	S42.11.12(第17回)	S46.6.1(第21回)	S46.6.1	S58.3.24
	鹿野IC～山口IC	36.8					S55.10.17
	山口IC～小郡IC	12.7					S50.4.1
	小郡IC～美祢IC	18.1					S49.7.31
	美祢IC～小月IC	26.4					S41.7.25
	小月IC～下関IC	15.5					S48.11.14
計		132.8					
山陽自動車道	県境～岩国IC	7.4	S41.7.1 (国縦道法による)	S46.6.8(第21回)	S48.10.19(第23回)	S48.10.19	S63.3.29
	岩国IC～玖珂IC	14.1					H4.6.25
	玖珂IC～熊毛IC	12.2					H2.12.20
	熊毛IC～徳山東IC	11.8					H2.3.30
	徳山東IC～徳山西IC	18.0					S61.3.27
	徳山西IC～防府東IC	12.6					S62.12.4
防府東IC～山口JCT	18.0	S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定	未定	未定	
山口JCT～宇部JCT	約27						
宇部JCT～下関JCT	28.1						
計		122.2					
関門自動車道	下関IC～県境	2.3	S43.3.11 (高速国道法による)	-	S43.3.19(第18回)	S43.3.1	S48.11.14
	(下関IC～門司IC)	(9.4)					
計		2.3					
山陰自動車道	県境～長門市三隅	約55	S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定	未定	未定
	長門市三隅～美祢市	約35					未定
計		約115					